

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	地方税等の徴収及び滞納整理事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中間市は、地方税等の徴収及び滞納整理事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

中間市長

公表日

令和6年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税等の徴収及び滞納整理に関する事務
②事務の概要	【概要】 ・滞納者に対して、督促状・催告書等を送付 ・滞納者の財産等を調査し、滞納整理の実施 ・納付が困難な滞納者の実情に応じ、滞納処分の執行停止 ・市税等の口座振替処理 ・過誤納金の還付処理 【特定個人情報ファイルを取り扱う業務】 ・滞納者に関する情報の調査・照会 ・還付対象者に関する口座情報の照会
③システムの名称	口座システム、収納消込システム、滞納整理システム、宛名管理システム、後期高齢システム、介護保険システム、市県民税システム、法人市民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、電子申告システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、市町村事務処理標準システム (標準準拠対応) 口座システム、(標準準拠対応) 収納消込システム、(標準準拠対応) 滞納整理システム、(標準準拠対応) 宛名管理システム、(標準準拠対応) 後期高齢システム、(標準準拠対応) 介護保険システム、(標準準拠対応) 市県民税システム、(標準準拠対応) 法人市民税システム、(標準準拠対応) 固定資産税システム、(標準準拠対応) 軽自動車税システム、(標準準拠対応) 電子申告システム、(標準準拠対応) 団体内統合宛名システム、(標準準拠対応) 市町村事務処理標準システム
2. 特定個人情報ファイル名	
口座ファイル、収納消込ファイル、滞納整理ファイル、宛名管理ファイル、後期高齢ファイル、介護保険ファイル、市県民税ファイル、法人市民税ファイル、固定資産税ファイル、軽自動車税ファイル、電子申告ファイル、団体内統合宛名ファイル、市町村事務処理標準ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表の24,85,100項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第16,46,50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表の48項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第50条第1項第1,6,7,8,10,21,24号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 収納課
②所属長の役職名	収納課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	中間市総務部総務課 福岡県中間市中間一丁目1番1号 電話:093-244-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中間市市民部収納課 福岡県中間市中間一丁目1番1号 電話:093-246-6237(滞納整理係)、093-246-6275(収納係)、093-246-6156(債権管理係)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の管理、特定個人情報の使用の記録を行っている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I-5-②	収納課長 米満孝智	収納課長	事後	見直しによる変更
平成31年4月1日	I-4-①	実施する	実施しない	事後	見直しによる変更
平成31年4月1日	I-4-②	番号法第19条第7号 別表第二 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項 別表第二 27の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(平 成26年内閣府総務省令第7号) 第20条		事後	見直しによる変更
平成31年4月1日	I-7	中間市総務部総務課 福岡県中間市中間一 丁目1番1号 電話:093-246-6232(総 務課) 093-246-6237(滞納整理係)、093-24 6-6275(収納係)	中間市総務部総務課 福岡県中間市中間一 丁目1番1号 電話:093-244-1111(代 表)	事後	見直しによる変更
平成31年4月1日	I-8	中間市総務部総務課 福岡県中間市中間一 丁目1番1号 電話:093-246-6232(総 務課) 093-246-6237(滞納整理係)、093-24 6-6275(収納係)	中間市市民部収納課 福岡県中間市中間一 丁目1番1号 電話:093-246-6237(滞 納整理係)、093-246-6275(収納係)、0 93-246-6156(債権管理係)	事後	見直しによる変更
平成31年4月1日	II-1	平成27年4月1日	平成31年4月1日	事後	見直しによる変更
平成31年4月1日	II-2	平成27年4月1日	平成31年4月1日	事後	見直しによる変更
令和5年1月1日	I-1-②	【概要】 ・滞納者に対して、督促状・催告書を送付 ・滞納者の財産等を調査し、滞納整理の実施 ・納付が困難な滞納者の実情に応じ、滞納処分 の執行停止 ・市税等の口座振替処理 【特定個人情報ファイルを取り扱う業務】 ・滞納者に関する情報を調査・照会する。	【概要】 ・滞納者に対して、督促状・催告書を送付 ・滞納者の財産等を調査し、滞納整理の実施 ・納付が困難な滞納者の実情に応じ、滞納処分 の執行停止 ・市税等の口座振替処理 ・過誤納金の還付処理 【特定個人情報ファイルを取り扱う業務】 ・滞納者に関する情報を調査・照会する。 ・還付対象者に関する口座情報を調査・照会す る。	事前	公金受取口座登録制度利用 による変更
令和5年1月1日	I-4-①	実施しない	実施する	事前	公金受取口座登録制度利用 による変更
令和5年1月1日	I-4-②		行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第20条 別 表第二の27 行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年 内閣府総務省令第7号) 第20条第1項第1, 6, 7, 8, 10, 20, 23号	事前	公金受取口座登録制度利用 による変更
令和5年1月1日	II-1	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	見直しによる変更
令和5年1月1日	II-1	平成31年4月1日	令和5年1月1日	事前	見直しによる変更
令和5年1月1日	II-2	平成31年4月1日	令和5年1月1日	事前	見直しによる変更
令和6年6月28日	I-3	行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一の16項、30項、59項、68項 行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年 内閣府総務省令第5号)第16条、第24条、第46 条、第50条	行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表の24.85.100項 行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務省 令で定める事務を定める命令(平成26年内閣 府総務省令第5号)第16.46.50条	事前	法令改正に伴う形式的な変更
令和6年6月28日	I-4-②	行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第20条 別 表第二の27 行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年 内閣府総務省令第7号) 第20条第1項第1, 6, 7, 8, 10, 20, 23号	行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第8号 に基づく利用特定個人情報の提供に関する命 令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条 の表の48項 行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第8号 に基づく利用特定個人情報の提供に関する命 令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号) 第50条第1項第1,6,7,8,10,21,24号	事前	法令改正に伴う形式的な変更
令和6年10月31日	I-1-②	【概要】 ・滞納者に対して、督促状・催告書を送付 ・滞納者の財産等を調査し、滞納整理の実施 ・納付が困難な滞納者の実情に応じ、滞納処分 の執行停止 ・市税等の口座振替処理 ・過誤納金の還付処理 【特定個人情報ファイルを取り扱う業務】 ・滞納者に関する情報を調査・照会する。 ・還付対象者に関する口座情報を調査・照会す る。	【概要】 ・滞納者に対して、督促状・催告書を送付 ・滞納者の財産等を調査し、滞納整理の実施 ・納付が困難な滞納者の実情に応じ、滞納処分 の執行停止 ・市税等の口座振替処理 ・過誤納金の還付処理 【特定個人情報ファイルを取り扱う業務】 ・滞納者に関する情報の調査・照会 ・還付対象者に関する口座情報の照会	事前	見直しによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月31日	I-1-③	個人住民税システム、国民健康保険税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、法人市民税システム、後期高齢者医療保険システム、介護保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納整理システム、口座情報システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	口座システム、収納消込システム、滞納整理システム、宛名管理システム、後期高齢システム、介護保険システム、市県民税システム、法人市民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、電子申告システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、市町村事務処理標準システム (標準準拠対応) 口座システム、(標準準拠対応) 収納消込システム、(標準準拠対応) 滞納整理システム、(標準準拠対応) 宛名管理システム、(標準準拠対応) 後期高齢システム、(標準準拠対応) 介護保険システム、(標準準拠対応) 市県民税システム、(標準準拠対応) 法人市民税システム、(標準準拠対応) 固定資産税システム、(標準準拠対応) 軽自動車税システム、(標準準拠対応) 電子申告システム、(標準準拠対応) 団体内統合宛名システム、(標準準拠対応) 市町村事務処理標準システム	事前	システム標準化に伴う変更
令和8年10月31日	I-2	個人住民税ファイル、国民健康保険税ファイル、固定資産税ファイル、軽自動車税ファイル、法人市民税ファイル、後期高齢者医療保険ファイル、介護保険ファイル、宛名管理ファイル、収納管理ファイル、滞納整理ファイル	口座ファイル、収納消込ファイル、滞納整理ファイル、宛名管理ファイル、後期高齢ファイル、介護保険ファイル、市県民税ファイル、法人市民税ファイル、固定資産税ファイル、軽自動車税ファイル、電子申告ファイル、団体内統合宛名ファイル、市町村事務処理標準ファイル	事前	システム標準化に伴う変更
令和8年10月31日	II-1	令和5年1月1日	令和6年10月31日	事前	見直しによる変更
令和8年10月31日	II-2	令和5年1月1日	令和6年10月31日	事前	見直しによる変更
令和8年10月31日	IV-6	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手) 十分である	事前	見直しによる変更
令和8年10月31日	IV-8	自己点検	[○]入手を介在させる作業はない	事前	評価書の様式変更に伴う変更
令和8年10月31日	IV-9	十分に行っている	自己点検	事前	評価書の様式変更に伴う変更
令和8年10月31日	IV-10		十分に行っている	事前	評価書の様式変更に伴う変更
令和8年10月31日	IV-11		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である アクセス権限の管理、特定個人情報の使用の記録を行っている	事前	評価書の様式変更に伴う変更